

宮城県公安委員会苦情取扱規程

平成13年5月24日

宮城県公安委員会規程第7号

宮城県公安委員会苦情取扱規程を次のように定める。

宮城県公安委員会苦情取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮城県警察の職員の職務執行について、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対して申し出られた苦情の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書による苦情 警察法(昭和29年法律第162号。以下「法」という。)第79条の規定により公安委員会に対して申し出られた苦情をいう。
- (2) その他の苦情 公安委員会に対して申し出られた苦情のうち、前号の苦情以外のものをいう。

(事務処理)

第3条 公安委員会に対して申し出られた苦情についての事務処理については、総務課公安委員会補佐室が行うものとする。

(受理、報告、指示等)

第4条 総務課公安委員会補佐室長（以下「補佐室長」という。）は、文書による苦情又はその他の苦情を受理した場合は、速やかに公安委員会に報告し、公安委員会の指示を付して宮城県警察本部長（以下「本部長」という。）に送付するものとする。

2 本部長は、前項の送付を受けた場合は、公安委員会の指示により、事実関係の調査及び調査に基づく必要な措置を講じるとともに、その結果を公安委員会に報告するものとする。

3 その苦情が定型的な処理その他迅速な処理が可能と認められる場合は、事実関係の調査とその結果を踏まえた措置状況を併せて公安委員会に報告することができるものとする。

4 公安委員会は、調査結果に基づく報告を受けた場合において、必要があると認められるときは、再調査の指示を行うことができる。

(結果通知)

第5条 補佐室長は、その他の苦情を受理した場合は、申出者に対し、文書その他適当と認められる方法により処理の結果を通知するものとする。ただし、法第79条第3項ただし書の場合のほか、申出者が明らかに通知を求めているとき又は申出者の氏名が明らかでないときは、この限りでない。

(通知内容)

第6条 法第79条第3項の規定による通知及び前条の通知の内容は、次のとおりとする。

- (1) 申し出られた苦情に係る事実関係の有無
- (2) 事実関係が確認できた場合は、苦情の対象となる職務執行の問題点の有無
- (3) 問題点のある職務執行については、講じた措置
- (4) その他必要と認められる事項

(他の都道府県公安委員会への通報)

第7条 申し出られた苦情が他の都道府県警察の職員に係るものである場合は、当該苦情の処理に当たる都道府県公安委員会に対し通報するものとする。

(関係部署との連携)

第8条 補佐室長は、公安委員会に対して申し出られた苦情について、迅速かつ適正な処理を図るため、苦情取扱部署等の職員と緊密な連携を図り、相互の連絡調整に当たらなければならない。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、公安委員会に対する苦情の取扱いに関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月24日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成18年3月24日から施行する。

附 則 (令和4年5月11日公安委員会規程第5号)

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

